

「特別点検の実施」について

- 令和3年10月14日に九州電力は、川内原子力発電所1,2号機について、原子炉等規制法に基づく運転期間延長認可申請に必要な特別点検を1号機は10月18日から、2号機は令和4年2月下旬から開始すると発表しました。

Check!

運転期間延長認可制度

原子力発電所を運転することができる期間は、運転開始から40年とされていますが、国の原子力規制委員会から運転期間延長の認可を受けた場合には、1回に限り最大20年が延長できます。

【運転期間を延長する際の手続きの流れ】



●運転期間を延長しようとする場合、①特別点検の結果、②延長期間における劣化状況評価の結果、③延長期間における施設管理方針 を記載した書類を添付して、④運転期間延長認可申請書 を原子力規制委員会に提出しなければなりません。

●原子力規制委員会は、⑤申請内容の審査を行い、⑥運転期間延長の認可の可否の判断を行います。

※①特別点検の結果を踏まえた劣化状況評価を行います。

今後、九州電力は、特別点検の結果等を踏まえた上で、運転期間延長認可申請について判断する予定です。

「知事の要請」について

要請日:令和3年10月19日(火) 場所:九州電力本店(福岡市)

- 九州電力が10月14日に川内原子力発電所1,2号機の特別点検の実施を発表したことを受けて、池辺社長に対し、次のとおり要請しました。



- 1 特別点検等については、原子炉等規制法等に基づき、入念かつ十分に実施すること。
- 2 特別点検等の実施内容等については、県民に対し、積極的に適時かつ分かりやすい情報提供を行うこと。
- 3 県原子力安全・避難計画等防災専門委員会において、特別点検の実施結果や原子炉等の劣化状況評価等の内容について十分に説明するなど、専門委員会の検証作業に全面的に協力すること。

池辺社長からは、「要請を真摯に受け止め、県民の皆さまにご安心いただけるよう、しっかりと対応する」との回答がありました。

特別点検の概要

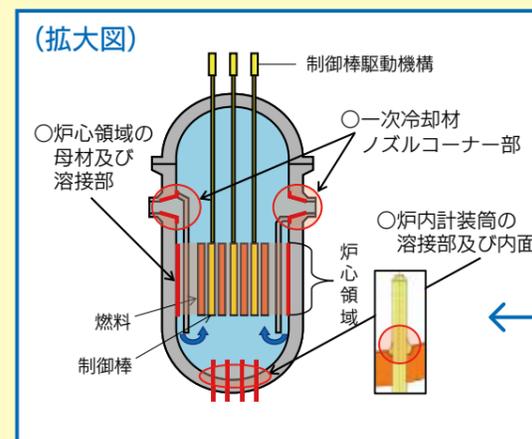
- 運転開始から40年を迎えるにあたり、取替えの難しい原子炉等の機器を対象として、運転開始35年以降に採取したデータについて詳細に確認、評価を実施します。

対象機器等	点検方法
(1) 原子炉容器	超音波や電流を使った非破壊試験や目視点検を行い、「傷」等の異常がないことを確認します。
(2) 原子炉格納容器	目視点検を行い、「塗装のはがれ」や「腐食」等の異常がないことを確認します。
(3) コンクリート構造物	対象部位からサンプルを採取し、「強度」や「遮蔽能力」等に影響がないことを確認します。

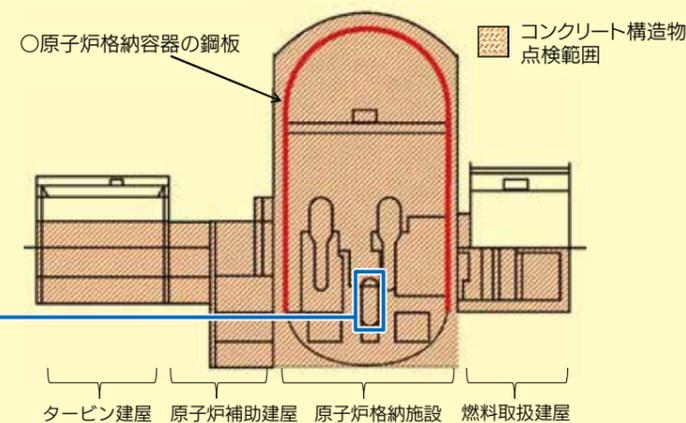
右ページの図解もあわせてご覧ください。



(1) 原子炉容器



(2) 原子炉格納容器



(3) コンクリート構造物